

## 分科会1「誰も取り残さない地域生活」

重度身体障害者の権利保障と生活保障 – それらを考えればこの先はみえてくる

岡田健司（自立生活センターアークスペクトラム）

1. 重度障害者の権利保障と生活保障はどのように獲得されているか？
  - (1-a) 権利保障と生活保障のかんたんな再考
  - (1-b) 相談支援事業のはじまり
  - (1-c) 二つの交渉をとおして生活保障（＝介護保障）を繰り返る
  
2. 重度障害者の権利保障と生活保障はどのように実現されているか？
  - (2-a) 運動団体であり事業体であるところ
  - (2-b) 地域生活支援センター・派遣事業所であるところ
  - (2-c) ごくごく、身近に、おこなわれる保障の積み重ねで符号したこと
  
3. 当事者団体として担わされたニーズを担ったままでいたいのか、その問題
  - (3-a) 相談支援事業所、そこで類型ごとのケアプランを作成して終わりにする人
  - (3-b) 介助派遣事業所、そこで経営する素人と介助だけをする人
  - (3-c) 当事者団体、そこで重度障害者の派遣に追われて、担わされたニーズの社会化を疎かにしている人
  
4. それらを考えたら、この後どうするのかを考えて行動する
  - (4-a) 真っ先に社会化すべきこと
  - (4-b) 運動団体は運動をするためにある
  - (4-c) 運動のイニシアチブはやっていることの実績と比例しない
  - (4-d) 他の障害者の権利保障と生活保障を考えたいなら、自分のそれをまずなんとかするに越したことはない